

「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について

部会報告書(案)

令和8年8月 日

三重県環境審議会 環境影響評価部会

目 次

1 適用対象の拡大の検討に至る経緯	 1
2 環境影響評価制度	 1
(1)制度の概要	
(2)環境影響評価法	
(3)三重県環境影響評価条例	
3 太陽光発電施設の設置に係る環境影響評価上の課題	 3
(1)課題	
(2)課題に対する改正の方向性の検討	
4 具体的な改正内容(案)	 4
(1)改正に係る事業の種類及びその規模要件	
(2)森林区域の定義	
5 経過措置等	 5
6 今後の課題	 5
参考資料	 7

1 適用対象の拡大の検討に至る経緯

全国的に、いわゆる「メガソーラー」の設置に対する地域の懸念が広がっており、令和6年3月には、三重県議会から県に対して、県内に広く設置されている太陽光発電施設について、防災上、環境上等の影響が懸念されることから、条例による設置規制区域の導入や適正な維持管理の義務化、太陽光発電施設に対する環境影響評価の対象拡大等を求める「地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入に関する提言書」が提出されました。

また、県民からも太陽光発電施設に係る相談等が県に寄せられています。

こうした状況を踏まえ、県は、地域との共生が図られた再生可能エネルギー（太陽光発電）の導入に向けて、指導・規制等の方策の一つとして、三重県環境影響評価条例（以下「条例」という。）の適用対象の拡大について検討するに至りました。

現行の条例においては、太陽光発電施設の設置について、造成を伴う一定規模以上の事業が手続の対象とされています。しかしながら、昨今の太陽光発電施設に対する懸念等に鑑みて、より小規模な同施設の設置についても環境保全への配慮が確保されるよう、三重県の実情に応じた制度とするため、改正内容の検討が始められました。

また、国においても、令和7年12月23日に閣議決定された「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」により、環境影響評価法（以下「法」という。）の対象となる太陽光発電施設の規模の見直し及び実効性強化が打ち出され、令和8年1月26日から開始された「太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会」により、規模の見直し等について、現行の規模要件（第1種事業）が出力4万kw以上であるところを2万kw以上に引き下げるなど、一定の考えが示されたところです。

2 環境影響評価制度

(1) 制度の概要

環境影響評価は、開発事業の実施が環境にどのような影響を及ぼすのかについて、事業者自らが調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民、市町長、知事などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全について適正な配慮を行い事業に反映させるための制度です。

わが国の環境影響評価制度では、法律と条例が一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保しており、法は規模が大きく環境影響の程度が著しいおそれがある事業を対象としており、都道府県等が定める条例は地域の実情に応じ、比較的規模の小さい事業を対象としています。

(2)環境影響評価法

法においては、一定規模以上の太陽光発電施設の設置等を行う場合には、環境影響評価の実施が義務付けられています。

その事業の規模要件は、出力4万 kW 以上を第 1 種事業(環境影響評価が必ず必要な事業)、出力3万 kW 以上4万 kW 未満を第 2 種事業(環境影響評価が必要か個別に判定される事業)と規定されています。

(3)三重県環境影響評価条例

条例においては、太陽光発電施設の設置自体については手続の対象としていませんが、同施設の設置にあたり一定規模以上の土地の造成を行う場合には、「宅地その他の用地の造成事業」として、条例に基づく環境影響評価又は簡易的環境影響評価の実施が義務付けられています。

対象事業(環境影響評価の対象となる事業)の規模要件は 20ha 以上(自然公園法等の特別地域※は 10ha)、準対象事業(簡易的環境影響評価の対象となる事業)の規模要件は 10ha 以上(自然公園法等の特別地域※は5ha)と規定されています。

※特別地域とは、国立公園、国定公園、三重県立自然公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区、又は三重県自然環境保全地域のうち特別地区をいう。(以下同じ。)

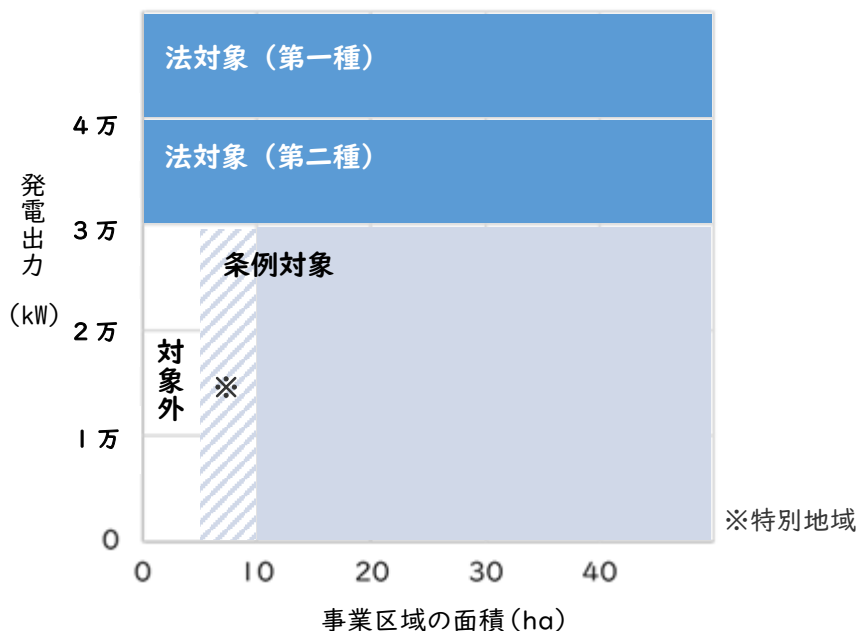


図 太陽光発電施設の設置に係る法・条例の対象規模

3 太陽光発電施設の設置に係る環境影響評価上の課題

(1)課題

令和8年2月20日の「第1回三重県環境審議会環境影響評価部会」において、県から、太陽光発電施設の設置に係る環境影響評価上の課題が次のとおり示されました。

- ・事業(施行)区域の面積が 10ha 未満であっても、防災上、環境上等の影響について事業者による環境配慮を促す必要があるが、現状では特別地域に限られていること。
- ・森林伐採を伴うメガソーラーについては、面的開発による環境影響が生じるほか、山林裾野への斜面設置による土砂流出リスク等を踏まえると、5ha 未満の比較的小規模な事業であっても、一定の環境配慮が行われるべきと考えられること。
- ・現行では、土地の造成を行う場合のみ条例の対象としているが、反射光や景観等は供用後の影響の懸念があり、ゴルフ場跡地等を利用した造成を伴わない設置事例も多数確認されていること。

(2)課題に対する改正の方向性の検討

示された課題に対して、本部会において次の方向性で検討を進めました。

【方向性】

① 対象規模の拡大

簡易的環境影響評価の対象規模を5ha、森林区域は1haとする。

② 非造成事業の取扱い

造成を伴わない施設の設置についても対象とする。

① 対象規模の拡大

・特別地域にかかわらず、環境影響評価の規模要件を 10ha 以上、簡易的環境影響評価の規模要件を5ha 以上とすることで、事業(施行)区域の面積が 10ha 未満であっても、環境上等の影響について事業者による環境配慮を促す。

・森林区域においては、簡易的環境影響評価の規模要件を1ha 以上とすることで、森林伐採を伴うメガソーラーについて 5ha 未満の比較的小規模な事業であっても、環境上等の影響について事業者による環境配慮を促す。

② 非造成事業の取扱い

・条例の対象事業の区分に新たに「太陽光発電事業」を設定することで、現行では土地の造成を行う場合のみ条例の対象としているが、土地の造成を伴わない太陽光発電施設の設置についても対象とし、事業者による環境配慮を促す。

4 具体的な改正内容(案)

(1) 改正に係る事業の種類及びその規模要件

改正の方向性を踏まえ、県からは、造成を伴う太陽光発電施設の設置のみについて「宅地その他の用地の造成事業」で取り扱われているところを、「電気工作物」の中に新たに「太陽光発電所」を設け、造成・非造成にかかわらず条例の対象とする案が示され、本部会として妥当と判断しました。

<現行>

事業の種類(内容)		規模要件	
		環境影響評価	簡易的 環境影響評価
電気工作物 (設置・変更)	水力発電所	1.5 万 kW 以上	—
	火力発電所	5 万 kW 以上	—
	地熱発電所	5 千 kW 以上	—
	風力発電所	7.5 千 kW 以上	—
<u>宅地その他の用地の造成</u>		<u>面積 20ha 以上</u>	<u>面積 10ha 以上</u>



<改正後>

事業の種類(内容)		規模要件	
		環境影響評価	簡易的 環境影響評価
電気工作物 (設置・変更)	水力発電所	1.5 万 kW 以上	—
	火力発電所	5 万 kW 以上	—
	地熱発電所	5 千 kW 以上	—
	風力発電所	7.5 千 kW 以上	—
	<u>太陽光発電所</u>	<u>面積 10ha 以上</u>	<u>面積5ha 以上</u> (森林区域 1ha 以上)
宅地その他の用地の造成		面積 20ha 以上	面積 10ha 以上

(2)森林区域の定義

簡易的環境影響評価の規模要件を1ha以上と設定した「森林区域」の定義について、県からは、生物多様性の保全を図る上で重要な位置を占めているなど自然的・社会的条件に配慮されるよう設定されていること、区域の範囲が明確で実運用の観点から識別が比較的容易であることから、森林法第2条第3項に規定する「国有林(以下同じ。)」と同法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林(以下「地域森林計画対象民有林」という。)を「森林区域」として設定する案が示されました。

また、他都道府県において、「森林」を環境影響評価条例の対象要件としている7県のうち6県は、「国有林」と「地域森林計画対象民有林」を森林区域として設定していること、三重県の県域面積に占める「国有林」と「地域森林計画対象民有林」の割合は約64%であることが示されました。

これらのことから、本部会として、県が示した「森林区域」の設定案は妥当と判断しました。

<三重県の県域と各森林の面積等>

(単位:ha、%)

	区域面積	森林面積 (①+②)			森林率 (%)
		①国有林面積	②地域森林計画 対象民有林面積		
三重県	577,446	371,680	23,468	348,212	64

※令和6年度版 森林・林業統計書(三重県)から引用・加工

※小数点以下四捨五入

5 経過措置等

今回の改正においては、施行前に既に計画が進んでいる事業への配慮として、経過措置を設けることや、対応が必要となる事業者等に対し、一定の周知期間が必要であると考えられます。

なお、平成28年に簡易的環境影響評価手続の制度を条例に追加した際にも、経過措置が設定されています。

6 今後の課題

本部会において「生物多様性の観点から、湿地やため池等の動植物にとって貴重な生息・生育環境について、適正な保全がなされるよう他の関係法令等も含めて取り組んでほしい」という意見を挙げました。

また、パブリックコメントや市町への意見照会においても、「ホットスポット」や「休耕田や湿地など」の生息・生育環境を条例の対象としてほしい旨の意見がありました。

これらのことから、環境影響評価制度とともに他法令等の運用等も含め、今後の課題として、引き続き検討されることを望みます。

森林区域(案)
(県内の約 64%)

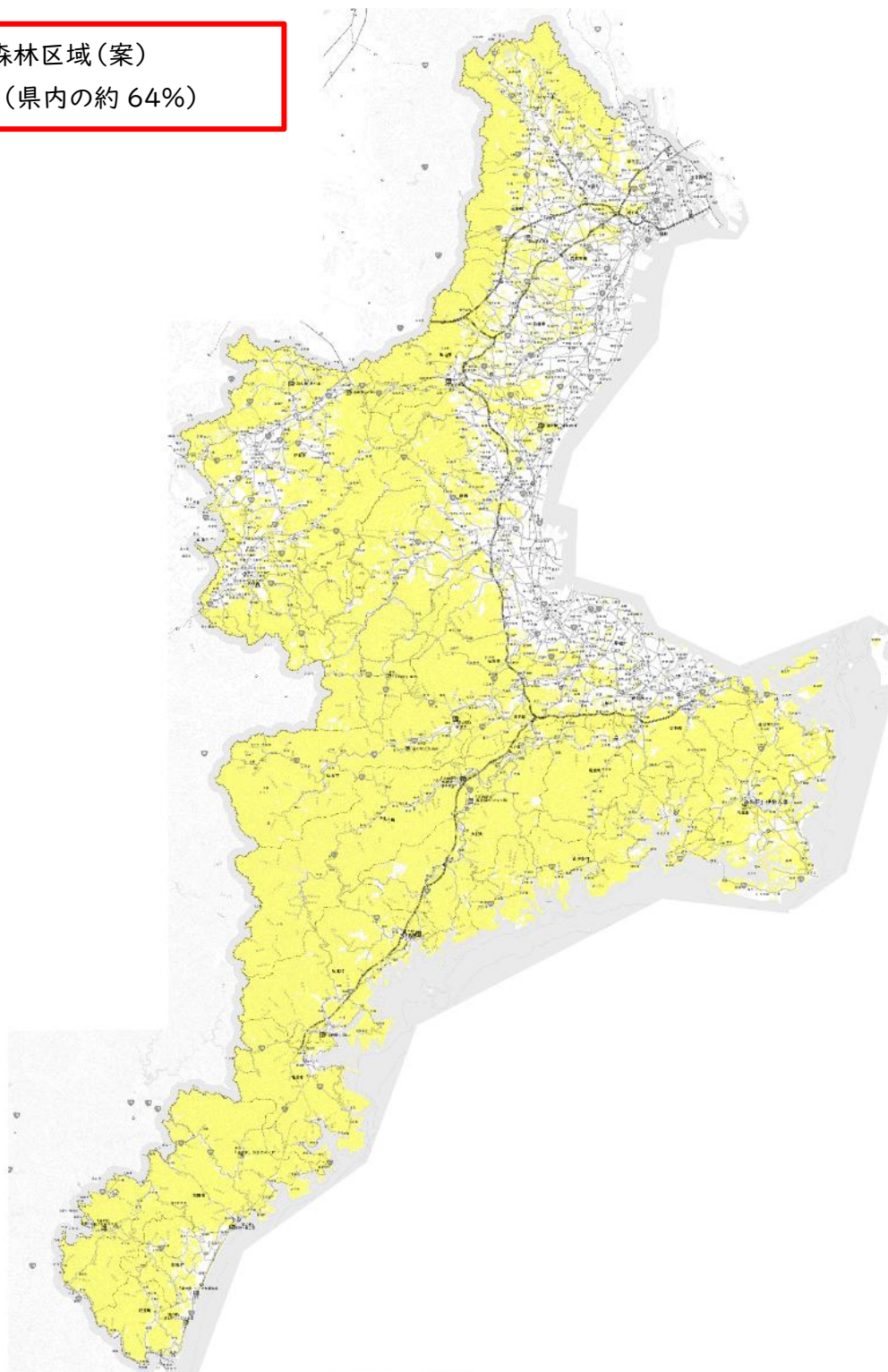


図 県内の国有林、地域森林計画の対象民有林
※地域森林計画の対象民有林は令和7年10月時点

環生第 16-133 号

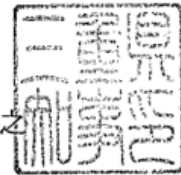
三重県環境審議会

三重県環境影響評価条例施行規則（平成 11 年 3 月 23 日三重県規則第 65 号）の改正について、貴審議会の意見を求めます。

令和 7 年 12 月 25 日

三重県知事

一見 勝之



諮 問 理 由

全国的に、いわゆる「メガソーラー」の設置に対する地域の懸念が広がっており、三重県では、令和6年3月に三重県議会から「地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入に関する提言書」が提出されました。

環境影響評価は、開発事業の実施が環境にどのような影響を及ぼすのかについて、事業者自らが調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民、市町長、知事などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全について適正な配慮を行い事業に反映させるための制度です。

わが国の環境影響評価制度では、法律と条例が一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保していますが、昨今の太陽光発電施設に対する懸念等に鑑みて、より小規模な同施設の設置についても環境保全への配慮が確保されるよう「三重県環境影響評価条例」の適用対象を拡大し、三重県の実情に応じた制度とする必要があるため、「三重県環境影響評価条例施行規則」の改正について貴審議会に意見を求めるものです。

三重県環境審議会環境影響評価部会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所属・役職
おおやぎ まき 大八木 麻希	四日市大学環境情報学部 教授
たしろ むつみ 田代 むつみ	名古屋大学大学院工学研究科土木工学専攻 講師
つかだ もりお 塚田 森生	三重大学大学院生物資源学研究科 教授
みずたに ともお 水谷 知生	奈良県立大学地域創造学部 教授

三重県環境審議会及び環境影響評価部会での審議経過等

開催日等	経過
令和7年12月25日	三重県環境審議会へ諮問
	三重県環境審議会環境影響評価部会の設置
令和8年2月20日	三重県環境審議会環境影響評価部会(第1回)
令和8年3月12日	三重県環境審議会 改正の方向性(案)
令和8年4月16日 ～5月15日	パブリックコメント
	市町への意見照会
令和8年7月3日	三重県環境審議会環境影響評価部会(第2回)
令和8年8月頃	三重県環境審議会 具体的な改正内容(案)